小田原市報

第10号
発行所
小田原市役所
小田原市幸1の138
編集兼発行人
小泉重雄
印刷人
石橋貞吉
定價一部三圓

統計広報

市報は市政のよい報道機関です

市民の皆さま、明けましておめでとうございます本年も相変らず御家庭で隅から隅まで読んでいただけることを期待して、各世帯へお届けするつもりです。どうぞ御愛読の程を。

さてこの市報は昨年四月発刊致しましてここに十号を数えることになりました。御承知のように市報は商企業による新聞ではないので、いわゆる興味本位の記事やニュースなとは一つもありません市長が発刊のことばで述べているように

これによつて市民各位に積極的に市政の情況を報告し、これに対する認識を深めていただくことに致した次第であり従つて市政のよき報道機関として

その使命を果すことが約束されております。

このためには、固苦しい内容をくだけたものに読みにくい記事を読み易いものに。ちよつと見ただけでウンザリするようなものでないように、記事の表現にも編集の仕方にも心を配つて「一人残らず読んでいただける市報」となるように懸命の努力を払つておりますので切に御愛読を願いますなお、お気付きの点は御意見を左記にお寄せ下さい。

小田原市役所
統計広報課広報係

人事

人事異動

市役所部課設置条例の改正によつて、十二月三十一日付でそれぞれ人事異動が行われたが、そのうち主なものは次の通りである。( )内は前職

人事課長に(農産課長)　主事　桜井得三
秘書係長に(秘書係長)　主事補　細谷一太郎
統計広報課長に(秘書課長)　主事　小泉重雄
公営事業課長に(観光課長)　主事　獅子山与四郎
農産課長に(農産係長)　技師　田代勲
観光課長に(経理課長)　主事　古口英一
経理課長に(庶務係長)　主事　浦寅松
厚生課長に(衛生課長)　主事　左惟武
衛生課長に(厚生課長)　主事　押田国平

なお、課の配置については殆んど異動はないが、ただ、秘書課の後に秘書係が、もとの観光課の部屋を分割して公営事業課と人事課に、観光課は階下に下りて教育課と農産課との間に、統計広報課はもとの秘書課統計係の部屋に配置された。

消防本部

消防始式を行う

本年頭初を飾る消防始式は、去る一月十一日未明消防署望楼より吹鳴する「サイレン」を合図に全市の消防団が陸続と参集、蜿々長蛇の列は市民に頼母しい印象を与えた。午前八時消防自動車を先頭に御濠端前に集合、総指揮者永野消防長、原消防団長先導の下に観閲者鈴木市長が服装及び機械器具点検を行い、自動車部隊の分列行進後特設分団による古式床しい纒振込みや梯子登りの演技があり、終つて恒例の腕用ポンプによる「ダルマ落し」が始まり、夫々二組に分れて人力結集の精華を遺憾なく發揮した。次に機械化部隊の一斉放水が始まり、税務署屋上の放水信号旗の合図により、水平に、直上に一絲乱れざる放水の妙技があり、観衆を魅了した。

午前十時半第二会場城内小学校庭で式典を挙行消防協会による消防団員の表彰を行つたが、勤続十年以上三十年の団員数は一五六名に及んだついで市長告辞、消防長訓辞、消防団長の挨拶があつて、来賓の祝辞に移り、県知事代理豊原副知事をはじめ、耳浦県会議員、野島市議会議長田所警察本部長等よりそれぞれ祝辞があり参会者一同に深い感銘を与えた

終つて林消防副団長の答辞があつて午前十一時半盛会裡に式を終了した

教育

本年度新入学児童のことについて

昭和十九年四月二日より昭和二十年四月一日までの間に生まれた子供さんは本年四月に小学校へ入学することになつているので、本市では一月末から二月中旬にかけて就学前の児童の身体検査を行います。本市に本籍ならびに寄留してある保護者にはそれぞれ子供さんの就学通知書がそのうちお手許に届きますが、昨年十二月一日現在で調査したものですからその調査のときにまだ寄留届をしていなかつた保護者の方やその後転住してきたものや、市内で住所を変更した場合は就学通知洩れのおそれがありますから早速届出を致しましょう。

なお、病気その他で就学出来ない子供さんや本籍地を変更された保護者の方は教育課に御届け願います。

庶務

小田原市中央公民館使用條例施行さる

小田原市中央公民館使用条例は十二月市議会定例会で議決成立、十二月二十七日公布となつて即日施行された。この条文は十三条にわたるもので、社会教育面に新たな一陣容を加えた中央公民館(昨年十二月十四日竣工)の使用を規制するために設けられたものである。

同条例によると第一条は総則、第二条は使用許可申請手続、第三、第四条は使用不許可条件、第五第六条は使用料金、第七条から第十条までは使用上の条件、第十一条、第十二条は使用許可の変更取消、第十三条は条例施行規則設定について規定されている。

公民館の使用手続は、使用の目的使用の日時及び使用者の住所氏名職業等を記載して市長に許可申請をしなければならないことになつている。そして市長が公の秩序、善良の風俗を乱す虞れがあると認めるとき営利を目的とする興行、その他これに類似すると認めたとき特定の政党の利害に関する事業又は特定の候補者を支持し、若しくは特定の宗教を支持するものと認めるときなど公民館の使用目的に反するものは許可しない。公民館の使用料は次の通りであつて、これは市が使用するとき、又は公益事業のため使用するものであるときは、使用料を減免することができることとなつている。この場合は減免の申請書を提出しなければならない。

使用料額

①入場料を徴収するもの
昼間(一回につき)　二、〇〇〇円
夜間(一回につき)　三、五〇〇円

②入場料を徴収しないもの
昼間(一回につき)　一、〇〇〇円
夜間(一回につき)　二、〇〇〇円

一回の使用時間は各々五時間以内であつて、五時間をこえるときは、超過時間一時間毎にその使用料額の二割を増すことになる。この場合の超過時間の計算は、三十分未満はこれを切り捨て三十分以上のときは一時間として取扱う。使用当日が土曜日、日曜日、国民の祝日であるときは使用料額の二割を増すことになつている。

公民館備付の映写機等の特殊器具を使用する場合はその使用料額は市長の定める料額でこれとは別に徴収することになつている。

二課一係の新設

十二月市議会定例会で議決成立した小田原市部課設置条例は十二月三十一日公布となり即日施行された。これは従前の秘書課の事務を純然たる秘書の業務を掌る秘書係と、地方公務員法施行に伴う複雑化した人事行政を掌るため人事課に分け、統計と広報の類似性に鑑み統計広報課を設け、競輪事業の特殊性を考え、観光課と切り離して公営事業課とし、経済課を商工及び水産業振興の見地から商工水産課としたものである。

小田原市役所部課設置條例

第一条　地方自治法第百五十八条第六項の規定により本市役所に次の部課を設ける。

市長室
秘書係、人事課
総務部
庶務課、税務課
経理課、戸籍課
統計広報課
公営事業課
民生部
農産課、商工水産課
教育課、厚生課
衛生課、観光課
建設部
土木課、水道課
建築課

第二条　各部課の事務分掌は次の通りとする。

市長室
秘書係
一、秘書に関する事項
人事課
一、人事給与に関する事項
総務部
庶務課
一、議会、予算及び他課に属しない行政一般に関する事項
税務課
一、税務に関する事項
経理課
一、経理及び財産管理に関する事項
戸籍課
一、戸籍に関する事項
統計広報課
一、統計及び広報に関する事項
公営事業課
一、公営事業に関する事項
民生部
農産課
一、農産及び林産に関する事項
商工水産課
一、商工及び水産に関する事項
教育課
一、教育、学芸に関する事項
厚生課
一、社会福祉並びに保護救護に関する事項
衛生課
一、保健衛生に関する事項
観光課
一、観光及び公園に関する事項
建設部
土木課
一、土木に関する事項
水道課
一、水道に関する事項
建築課
一、建築に関する事項

第三条　市長は、分掌事務の全きを期し且つその責任の所在を明らかにするため、別に規則を設ける。

附　則

この条例は公布の日から施行する。

小田原市役所部課設置条例(昭和二十三年六月条例第三十一号)は廃止する。

厚生

家庭婦人の働きをもつと認めましよう

家庭の主婦は土曜も日曜もなく家事に追われて、ゆつくり新聞を読むひまもない、という声をききますが、実際主婦が家事のために使う時間は勤労者の休憩を含めた執務時間よりずつと長く、少年婦人局の調べによると男子の一日八時間三十四分に対し十時間三十五分となつています。主婦の生活時間の特色は平日、休日の差があまりなく、休日でも家事労仂の負担がその双肩にかかり、睡眠教養、娯楽の時間が少なくなつています。それに炊事、洗濯、掃除、裁縫買物、子供の相手など主婦一人の手で処理されていますが、これをそれぞれ他に依頼する場合のことを考えると主婦の仕事の経済的価値が決して低いものでないことが解るわけです。

我々はお互いに主婦の仂きの重さをもつと認めるべきであると同時に主婦としても一層能率的な家事労仂を考えなければならないと思います。

戸籍

寄留届について

本籍地を離れて九十日以上居住するため住所を定めた時は左の要領によつて寄留届をして下さい。

(寄留法第一条)

この届出がしてありませんとお子さんの小学校への就学通知は本籍地に行き又印鑑証明が必要の際証明も出せません。其他種々の不自由が生じます。

届出期限及届出地――届出は住居を定めた日から十四日以内に、寄留者が全一市町村内で寄留の場所を変更したときは十日以内に各々其場所を所管する本市の本庁若しくは各支所へ転寄留届を提出することになつて居ります。なお、本市より市外に転出した場合は転出先の市区町村に提出して下さい。

届出義務者――新しく住居を構えた場合(転寄留を含む)はその世帯主が届出をなし、縁故者として同居する場合は同居先の世帯主が届出をすることになつております。

戸籍謄抄本の提示――届出の際は本籍地の謄本か抄本若しくは記載事項証明(最近発行されるようになりました証明書で、手数料は安く早く作成出来、寄留届その他戸籍上の簡単な証明が必要な時に使えます)又は前寄留地の寄留の謄本か抄本を見せて下さい。

その他――本籍地に縁故者も在住せず別段執着も感ぜられない様な時は手続も左程面倒ではありませんから寄留なさるよりも寧ろ転籍なさつた方が其の効力も大きいので何かと利便かと存じます。即ち寄留籍では就職の際に必要な身分証明書も発行出来ませんし、その他戸籍上の手続をなさる時には其の都度本籍地より謄、抄本を取寄せ、それを添付しなければ届出を受理出来ませんので急用の場合には余程お困りのように感ぜられます。

なお、時折選挙資格があり納税もして居るから在住して居れば当然法規上の手続により寄留籍も在るものと誤解せられ抗議せらるゝ向も見受けられますが、大きな誤りで、本籍と寄留籍の相互関聯上、不備の発見次第職権にて補足又は修正等は致しますが、本人の申出がない限り職権にて寄留籍を作るようなことは絶対にありませんから誤解のない様にお願い致します。

観光

私達のいこいの場所

神奈川新八景の一つであり、こどもさんの遊園地としての絶好の城趾公園は、象の梅子さんを初めとしていろいろな動物と三つの遊器具がこども文化博から引きつづき残されています。海と山、街とたんぼを一眸のうちにおさめ、市の中心にもこんな場所があつたかと大人を楽しませると共に、子供さん方に豊かな夢と明るい希望をもたせるでしよう。御家族づれの散歩のついでにここまで足を延ばして下さい、こゝは私達全市民のいこいの場所です。

農産

農産物品評会・競技会褒賞授與式の擧行

市では農家の生産意欲の昂揚、栽培技術の改善並びに優良品種の普及を図る目的で、昭和二十五年度において麦類馬鈴薯増収競技会、夏季農産物品評会、水稲甘藷増収競技会等を開催し農産物の増産に相当の効果を挙げたが、掉尾を飾る催しとして去る一月十日より三日間、中央公民館で冬季農産物品評会を開いたところ優秀な沢山の出品物があり盛況であつた。

この品評会の審査の結果と併せて右の品評会・競技会における優良者への褒賞授与式を、一月十二日午前十時から市役所議場において挙行した。

県農事試験場長の審査報告があつて別記のように市長より賞状と賞品の授与があり、特に優秀ななす、みかんに対しては知事賞が贈られ農家の増産意欲昂揚の成果を挙げた。

知事賞
なす　中島　額田　宏
みかん　早川　加藤義一

市長賞
大麦　荻窪　本田善太郎
小麦　柳新田　小林春吉
馬鈴薯　飯田岡　山崎保平
なす　中島　額田　宏
トマト　下宿　伊東良平
玉葱　下堀　志村政吉
花卉　中里　村田英夫
水稲　府川　加藤幸次
米　蓮正寺　加藤信元
大根　荻窪　守屋時松
みかん　早川　加藤義一
葱　町田　日比野芳太郎
大豆　曽比　米山孝一

商工水産

お買物品は量目をはかりましよう

統制経済から自由経済へ——経済事情の好転により主食その他を残し、殆んどが統制の枠をはずされ、自由販売となりました。

品物の質、鮮度等を注意すると共にお買物は量目をはかりましよう。

商店に対し市役所は随時度量衡検定所と共に、はかりの検査をし、悪いものを無くするよう指導しています。

業者の方も消費者の方も量目に気をつけ、明るい売り方、買方をいたしましよう。

衛生

メチール酒に御注意

最近酒類の値段が下り、出廻りがよくなつたにもかかわらず、県下の或る大都市等では街の飲食店ことに屋台、マーケットなどで飲んだ酒でメチール中毒がふえています。

昨年末から再び増加の傾向が示されて「メチール酒に注意」の赤信号が上りました。これは危険な密造酒がかなりそれぞれのルートから流れでているのが大きな原因となつているが、メチール酒やその密造者の発見は困難なので値段に捉われず醸造元の確かなもの以外は一切飲まないこと。それにメチールアルコールはたとえ死を免れたとしても失明することもある恐ろしいものですからこの酒はあやしいと思つたら最寄りの薬局か保健所へ御相談下さい。少しばかりの不注意で一生の不幸を負わせられないように特に焼酎は製造元のしつかりしたものでないと危険だと思つて下さい。幸い小田原市内の飲食店では今のところ、そういつた事故もありませんが、お互に注意しましよう。

議会

昭和二十五年度追加更正予算等を可決
十二月定例市議会

昭和二十五年度追加更正予算等二十二件を審議する十二月定例市議会は、十二月二十五日午後一時五十分開会し野島議長より会期を一日と定めて次の案件を逐次上程し、終始慎重に審議を重ね夫々原案の通り可決確定または原案に同意し午後四時閉会した。

一、昭和二十五年度小田原市歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市水道事業費歳入歳出追加更正予算
一、昭和二十五年度小田原市競輪事業費歳出更正予算
一、昭和二十五年度小田原市公益質屋事業費歳出更正予算
一、起債について（失業対策事業費）
一、小田原市役所支所設置条例の一部を改正する条例
一、小田原市吏員退隠料退職給与金、死亡給与金並びに弔祭料及び遺族扶助料条例の一部を改正する条例
一、小田原市雇、傭人退職給与金、死亡給与金並びに弔祭料条例の一部を改正する条例
一、小田原市警察条例の一部を改正する条例
一、小田原市消防団条例の一部を改正する条例
一、小田原市役所部課設置条例
一、小田原市職員定数条例の一部を改正する条例
一、工事の請負について（風祭橋、船揚場、市営国庫補助住宅）
一、小田原市警察手数料条例
一、小田原市中央公民館使用条例
一、予算外義務負担について（芦子小学校増築）
一、同（城内小学校増築）
一、同（富水小学校増築費の一部追加契約）
一、同（久野小学校増築費の一部追加契約）
一、岡本村外一市学校組合規約制定について
一、市道路線の認定について（大新馬場線、小田原早川線）
一、市道路線の認定変更について（網一色井細田線、山王原久野線）
一、岡本村外一市学校組合議会議員選挙について

なお、岡本村外一市学校議会議員の選挙については、選挙の結果、議長指名の法により次の者が当選した。

米山　要助（曽比）
二宮　一雄（栢山）
配島　行雄（曽比）
二宮　韓雄（栢山）
奥津　七郎（同）

常任委員会の動き

○総務委員会

十二月十八日午後五時十五分より山橋委員長以下九委員出席の下に次の案件について、翌十九日午前三時まで徹宵審査した。

一、昭和二十五年度一般会計及び特別会計予算外十二月定例会提出議案十五件について

○教育委員会

十二月十三日午前十時五十分より田島委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した。

一、芦子城内小学校の増築工事について
一、完全給食実施に伴う施設拡充について
一、桜井地区児童、生徒の取扱について

十二月十五日午後零時三十分より田島委員長以下七委員出席の下に次の案件について審査した。

一、市立高等学校長並びに同校PTA会長の市立高等学校県移管に関する陳情の真相について

十二月二十二日午後一時五十分より田島委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した。

一、中央公民館使用条例について
一、岡本村との組合立中学について

○経済委員会

十二月十一日午後二時四十分より秋山委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した。

一、こども博施設の引継について
一、種苗農場の運営について

○厚生委員会

十二月二十二日午前十時五十分より曽我委員長以下六委員出席の下に次の案件について審査した。

一、市民病院の建設敷地について
一、生活保護者に対する年末慰問について

○建設委員会

十二月十一日午前九時四十分より石崎委員長以下七委員出席の下に次の案件について審査した。

一、水源工事の一部設計変更について
一、久野庶民住宅の整備について

十二月十四日午後零時三十分より石崎委員長以下九委員出席の下に次の案件について審査した。

一、市道路線の認定並びに認定変更について
一、山王原防波堤の立替工事費について

広報委員会版

小田原市広報委員会
小田原市役所内

◎冬季の環境衛生

◎毎年冬になると発疹チフスと並んで発疹熱が流行する。発疹チフスはシラミ、発疹熱はネズミが媒介する。ネズミは昔から「福の神大黒様の御使者」などと言われているが、とんだ福の神で、穀物や食料品等を喰い、家財道具を噛み荒し恐しい伝染病の病菌をもつ病気の媒介者である。ネズミ算と言われるくらいその繁殖力は盛んである。春になると戸外に出て生活する野ネズミも農家地区では冬になると屋内に入り生活するので冬はネズミ退治の絶好の機会であるから今の中に全部を退治しよう。

◎昨年横浜では四二一名も発疹チフス患者が発生した。発疹チフスの病原体はリッケッチャという微生物で、これをうつすのはシラミであるからシラミを駆除しよう。

◎D・D・T粉末はシラミの卵やリッケッチャにはきかないが卵から幼虫になるときくので卵が七日間位でふ化する時D・D・T粉末をまくとよい。リッケッチャはシラミの糞の中にあるのでD・D・T油剤とクレゾールを混合したものを用いる。それにしても私達は電車や映画館から帰つたら衣服を調べ、うがいをし、手を洗つて、常に下着類は清潔なものをきよう。

◎今年も感冒が流行している。特に流行性感冒は毒性の激しいビールスによる恐しいもので余病がでるから注意しよう。外出にはマスクをかけ、帰つたら必ずうがいをするよう心がけ、それと共に体力の増進をはかろう。

◎感冒を引くのは就寝中が多く、睡眠中は、新陳代謝も体温も調節力が低下しているから蒲団が十分でないと感冒を引く、それに日本の住宅は隙間風が入り込み易いからなおさらで、隙間をなくするよう工夫が必要である。

◎寒さにふるえると、つい木炭や煉炭をカンカンおこし部屋をしめきりたがるが、木炭や煉炭は出来るだけよくおこつたものを部屋に入れ炭火に顔を近づけないようにして火鉢にばかりかぢりついていて中毒さわぎを起さないように注意しよう。

◎去年小田原市で発生した赤痢は二一八名であつた。赤痢は夏の病気であるが赤痢菌を媒介するのはハエで、冬まで生残つたハエを絶滅させることは一匹のハエから何千匹にもふえることを考えたならば如何に有効なことだと気がつかれるでしよう。すべての昆虫類は冬は活動出来ないので所謂冬眠に入り春を待つている。暖かくなるまでに床下や便所の汲取口、流し場などの湿気のある土を集めて土中深く埋めるかまた焼くとか薬剤を撒布するとかしてこれらの卵や成虫を絶滅しましよう

◎冬はあらゆる活動能力を阻害され、作業能率が低下するので寒さに負けない鍛錬が必要である。各人がよく自己の体力を考えて鍛錬すればよい生活習慣を作ることが出来る。

「梅まつり」
羽根つき大会挙行　城趾公園にて

馥郁と香る白梅の伝統をたたえて本市では、二月十一日、城趾公園を会場に「梅まつり」羽根つき大会を行います。当日の参加者は市内の中学校、高等学校の女生徒と女子青年団の代表選手又は希望者ですから、白梅にも似た乙女達の羽根つき風景がみられます。トーナメント式勝抜きの方法で優勝者には賞品を差し上げますからふるつて御参加下さい。

なお、当日は「梅」の撮影会、「梅」の華道展、俳句の吟詠会と多彩な催し物があります。

税
エドガー・A・ゲスト

ニューヨーク市の昭和二十二年度二十三年度税の報告書の扉に次のような詩がでていた。どこの国でも、いざ税金を納めることになると嫌われるものである。だが、私の愛する市のことを考えれば嫌つたままでもいられない。

（1）
そいつがやつてくると、誰だつてウンザリする。いかに少額であつたとて税は大きく見える。税は、私はあえていう、「男も女も支払うことを喜ばない債務である」と

（2）
私はそれについて、ブツブツいう。みんながいうのと同じように、なぜなら、そいつのお蔭になんかなりやあしないと思うからだが、私の愛する市のことを考えれば、道の下には下水が通り、通の上は舗装されている

（3）
学校があり、子供の遊ぶ公園がある。私は私の払つた金で何を獲たかがわかつた。それで私は私自身にいいきかせた。「よろこびはわからないだろう、もし、わたしたちがお金をためこんで、自分ひとりで使つてしまえば」と

（4）
私は道路も造れないし、火事も消せない。わたしたちを護つてくれるお巡さんも雇えない。水道も維持できない。そうなれば、市の代りに荒野があるだけだ。

（5）
そこで、私は、やつて来た徴税令書を見る。そして私は私自身にいいきかす。「うん、それはそんなに大きくないぞ」と、私は病人でいつぱいの病院を歩く。

（6）
すると、私の令書は小さいものになつてしまう。私の市がきれいに立派になつてゆくと、私の払つた税金が、何に使われたかよくわかる。そこで私は、私自身にいいきかせる。「もし、われわれが、人生において成功しても失敗しても、税を払わなければ、しよせんこのようなことはできない」と。

企業組合とは

我国産業経済の大部分は中小企業体であつて、中小企業の育成こそは我国産業経済の消長を左右するものとも言える。元来中小企業は経営に弾力性のある長所がある反面能率的な点や、設備の不完全、経営の基盤が弱い点等に数多くの短所があつた。この短所を補い、中小企業が我国経済再建の役割を果し得るように制定されたのが、中小企業等協同組合法である。この法に基づいて現在県下には、三百八十六の中小企業等協同組合の外に二百五十二の企業組合が設立されている。併しこの六百余の組合全部が相互扶助による経済的利益の向上を目途として、組合員がその資本と労働の総てを組合に提供して組合一本の姿で経営するという法の精神に一致しているかといえば必ずしもそうではない。単に看板のみを塗り替えたものや、伝票のみを組合が保管し実際の現金は全部個々の組合員が自由に処分するといつた、個人営業と殆んど変らない方法をとるもの等、いわゆる偽装的組合が案外多く存在しているといわれる。これでは勤労控除を受けて税負担の軽減を図るための組合となり、共同の利益を増進するという組合設立の第一義が失われ、逆に所得税法施行規則第七条の四によつて（組合の給与のうち基本給以外の給与は、給与所得とは認めないという条項が適用される模様である）適正課税が行われた場合、偽装の目的さえも果し得ることが不可能となり、やがて崩壊への第一歩を踏み出すであろうことが懸念されるのである。従つて健全にして将来性のある組合の実態は個々の零細な業者が一個の組合の中に完全に融合し、組合員であると同時に株主であり、組合の経営にも参加する一方その組合のサラリーマンとして、組合の盛衰をそのまま組合員の生活に直結させ、組合本来の目的を実現させるために、一丸となつてその事業を真摯に遂行してゆくという姿でなければならない。このように組合はその運営如何で向上もし、崩壊もするのであるから只目先のことのみ考えず、守り育ててお互の福利を増進することに努めるべきである。